

平成29年10月16日

早期面接の運用の変更について

代理人弁護士 各位

第3民事部破産同時廃止係（早期面接）

平成29年10月より横浜地裁本庁における早期面接事件の面接の時期について、「申立日から3日以内」との運用を「申立日から10日以内」と変更しました。

また、全件面接を前提としながらも、裁判官が面接するまでもなく、提出済みの書面だけで同時廃止の処理が相当と認められる場合は、迅速な進行の観点から、面接期日の指定を取り消す場合があることとしました（予納金が事前納付されていない事件は除く。）。

早期面接手続を利用される代理人の皆様におかれては、引き続き、申立てに当たり、「破産同時廃止申立てチェックリスト」及び添付資料一覧表（「個人破産・免責申立てに当たって用意していただく添付資料等」）を利用して、申立書に必要な項目の記載がされていること及び添付資料がそろっていることを十分に確認・点検されるようお願いいたします。また、確認・点検に利用したチェックリスト及び添付資料一覧表は、チェック済みの記載をして破産申立時に申立書と一緒に提出をお願いいたします。